

フィリピン 新型コロナウイルスによる各地コミュニティ隔離措置の変更情報

●フィリピン各地におけるコミュニティ隔離措置の変更を発表

7月31日、フィリピン政府は8月1日～15日までのコミュニティ隔離措置における変更を発表し、さらに8月2日にはドゥテルテ大統領がメディアを通して、8月4日～18日までマニラ首都圏、その他一部地域に関してさらなる隔離措置の変更を発表しました。

先週から新規感染者数が増え続けている、ルソン島のマニラ首都圏全域、ルソン島中部のブラカン州、日系工業団地のあるカラバルソン地域のカビテ州、ラグナ州、リザール州に対して、修正を加え強化されたコミュニティ隔離措置（MECQ）に変更となりました。

今回のMECQでは、一部を除いた公共交通機関の運行が禁止、美容院、ジムなどの営業が禁止と、一般の方々の外出に対しての制限が厳格化される一方、デリバリーやテイクアウトのみのレストラン営業、スーパーやコンビニエンスストアなど生活用品が購入出来る小売店の営業は認められるそうです。尚、国内線の運航も禁止となる事から、上記対象地域のフライトに関しても今後スケジュールが変更される可能性が高いです。

以前と比べて感染者数の増加ペースが落ち着いてきた、セブ州のセブ市、マンダウエ市、タリサイ市、ラプラプ市（マクタン島）に関しては一般的なコミュニティ隔離措置（GCQ）です。

尚、追加情報としては、メータータクシーの営業が再開、セブ市の港が再開されたことにより、一部帰省などの目的の為にフェリー運航（セブ市ーラプラプ市、セブ市ーボホール島など）が始まりました。

さらに各地域に関しては、在比日本大使館ホームページにも掲載しておりますのでご確認ください。

尚、フィリピンへの入国につきましては、これまで通り、外国人旅行者は禁止となります。現在入国を認められているのは、フィリピン人（主に海外での労働者）、その配偶者、永住ビザ取得者、外交官のみとなっております。

●一般的なコミュニティ隔離措置（GCQ）

公共交通機関（鉄道・バス・タクシー・ジープニーなど）、私用車（バイク、自転車などを含む）は一部積載乗員数の制限を除いて可能となり、一部対象の労働者を除いた21歳以下と60歳以上、妊婦、持病持ち以外は、原則として外出が自由となります。

また、10名以下の集会やゴルフ、テニス、ジョギングなどのスポーツも可能になります。

※旅行会社、ホテル（一般的な旅行者対象の営業）、観光施設、レストラン（店内での飲食）、マッサージ店などは、さらに隔離措置のレベルが下がり緩和されないと営業が出来ません。

●各航空会社の運航状況（8月1日～）

マニラ、セブなど最新の運航状況などについては航空会社のウェブサイト等をご確認ください。

・フィリピン航空（企業情報⇒お知らせ・ご案内）

<https://www.philippineairlines.com/ja-jp/jp/home#>

●在比日本大使館ホームページ

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html